

回 覧

新型コロナの5類感染症への位置づけ変更について

令和5年5月8日から新型コロナの感染症法上の位置づけが2類相当から5類に変更され、季節性インフルエンザと同様の取扱いになります。

《変更のポイント》

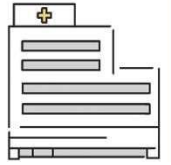
外出等の制限が
なくなります



発生届や
陽性者登録が
なくなります



治療費に
自己負担額が
生じます



5月7日まで

5月8日以降

検査・外来・入院・薬の費用に関すること

検査	公費負担	自己負担
外来 医療費	公費負担（コロナ陽性診断後） ただし、初診料は自己負担	自己負担 ※新型コロナ治療薬は9月末まで公費負担
入院 医療費	公費負担（医療費・食事代）	自己負担 ※9月末まで高額療養費制度の自己負担 限度額から最大2万円減額

外出制限等に関すること

療養期間 待機期間	陽性者 原則7日間	発症翌日から5日間の外出自粛と、発症翌日から10日間のマスク着用を推奨
	濃厚接触者 原則5日間	濃厚接触者として特定されず、外出自粛は求められません

ワクチン接種に関すること


ワクチン	希望者に接種（自己負担なし）	令和5年度は無料接種を継続 ※真室川町は、65歳以上の高齢者及び特定疾患のある方は5/12(金)から地区毎に実施
------	----------------	---

感染者の把握に関すること

発生届	発生届を保健所に提出 （重症化リスクのある方に限定）	発生届は出されなくなります
感染者数	医療機関からの報告により全数を把握	定点医療機関の報告で感染動向を把握 週1回公表（毎日の感染者数の公表は終了）

5月7日まで

5月8日以降

患者支援等に関すること		
相談窓口	受信相談コールセンター 陽性者健康フォローアップセンター	相談窓口を継続設置 ○新型コロナ総合コールセンター ・感染が疑われる場合の受診相談 ・自宅療養中の健康相談や後遺症などに関する相談 ・ワクチン接種に関する相談 ☎0120-567-690 (24時間受付) ○その他の相談窓口 ・こころの健康に関する相談 ☎023-631-7060 ・聴覚・言語障がいのある方の相談 Fax023-625-4294 (Faxで相談)
外来医療機関	診療・検査医療機関	外来対応医療機関 県HPで公表 医療機関一覧→ 
健康観察	発生届の対象者は保健所で健康観察を実施	発生届が出されなくなるため、健康観察は終了
検査体制	薬局等での無料検査 PCR自主検査センター 町のPCR検査助成	終了
陽性登録	発生届対象外の方の登録を受付 (自己検査・医療機関受診)	終了

町立真室川病院での対応

5月7日まで

5月8日以降

発熱外来	平日 15時から 17時まで事前連絡	平日 8時30分から 17時までに事前連絡 土日祝日も事前連絡をいただき対応します
入院対応	3床の新型コロナ対応病床を確保	これまでと同様、個室を確保します
面会	基本は面会禁止ですが、患者さんの状態悪化、看取りの際は面会することができ	面会は、事前予約制とします 患者さんの状態悪化や看取りの際は、これまでと同様です

お問い合わせ先

総務課危機管理室 ☎ 62-2111

真室川町福祉課 ☎ 62-3436

町立真室川病院 ☎ 62-2211